

添付書類一覧表

この扶養調査は、調査票の被保険者記載内容と所得証明書の内容と添付書類の整合性を確認するため、全ての収入を書面で証明するよう、添付書類を整えること

年齢による状況	18歳未満	18歳以上					
		無収入	給与収入		年金収入	その他の収入	
前年（1月～12月）から 現在にかけての状況	卒業年度の3月末日までの高校生		てが いあ るり 、前 現 在り も給 継続 し入	退前 職年 し、 た現 在ま まで に	現年 在金を もを又 継受は 続給そ ししれ てて以 いお前 るりより	続収所 し入得 そが証 のあ明 収り書 入現在 がもそ ある継他	収前 入年 が、 無現 く在 なに つそ たの 他
		添 付 書 類					
1. 住民票謄本（注1） 扶養外も含む世帯全員が 記載されているもの	○	○	○	○	○	○	○
2. 学生証等（写）（注2） ※18歳未満の就学した者 18歳以上で別居の場合	○	○	○	○	○	○	○
3. 調査対象者の所得証明書 または、住民税決定通知 の（写）（注3）		○	○	○	○	○	○
4. 前年の給与の源泉徴収 票（写）（注4）			○	○	○		
5. 各年金の改定通知書 （写）（注5）					○		
6. 直近の確定申告書と附表 すべての（写）（注6）						○	
7. 市区町村民税・都道府県 税申告書または、前年の 支払調書（写）（注7）						○	
8. 傷病手当金・失業給付等 給与を補完するものの支 給通知書（写）（注8）						○	○
9. 退職した年の源泉徴収票 （写）（注9）				○			

年齢による状況	18歳未満	18歳以上					
		無収入	給与収入		年金収入	その他の収入	
前年（1月～12月）から 現在にかけての状況	卒業年度の3月末日までの高校生		てが いあ るり 、前 現よ 在り も給 継続 し入	退前 職年 し、 た現 在ま まで に	現年 在年金 もを又 継受は 続給そ ししれ てて以 いお前 るりより	続収所 し入得 そが証 のあ明 収り書 入現に が在所 あもの る継他	収前 入年 が、 無現 く在 なに つそ たの 他
		添付書類					
10. 退職証明書または、退職したことが公的に証明されたもの（写）（注10）				○			
11. 税務署の廃業証明書（写）（注11）							○
12. 送金証明（写）（注12） ※別居している場合	○	○	○	○	○	○	○
13. その他の収入が無くなったとわかるもの（写）							○
14. ①右記に記載の対象者の所得証明書（必須） ②上記①に収入がある場合、収入に応じた上記の3～13の「必要書類」	被保険者と同居する（単身赴任も含む）配偶者・子以外の続柄の被扶養者で、父母・祖父母・兄弟姉妹・甥姪等の被扶養者以外の18歳以上の家族の収入確証（ただし、後期高齢者は除く）						

※その他の収入とは、「給与収入や、公的年金収入以外のすべての収入」のこと

収入とみなさないもの	一時所得	収入が一時所得と当組合がみなしたのであれば、収入限度額を超えていても、被扶養者として認められる場合あり 例 ・ 株式譲渡 ・ 遺産相続 ・ 生命保険の一時金 他
収入とみなすもの	上記以外	例 ・ 自営業 ・ 農業 ・ 漁業 ・ 生命保険の年金 ・ 配当金 ・ 不動産収入 ・ 傷病手当金 ・ 出産手当金 ・ 障害手当金 他

(注1) ・ 原本添付（発行3ヶ月以内のもの）
・ 「現住所」「続柄」「世帯全員の住民票の原本と相違ない」が記載されたものを添付（被保険者が単身赴任している場合、被保険者の住民票は不要）

(注2) ・ 在学証明書は発行3ヶ月以内のもの、その他（就学していることがわかるもの）を添付
・ 公的機関に設置認可されている学校に通っている者に限る

- (注3) ・市区町村が発行した所得証明書 原本添付（発行3ヵ月以内のもの）
（収入金の表示があれば課税非課税証明書でも可）
・市区町村が発行した住民税決定通知
- (注4) ・60歳未満は収入総額108,333円/月（60歳以上又は障害者は収入総額149,999円/月）
を超えるものは、不認定
・給与収入の場合、前年の収入額＝源泉徴収票の支払金額になるように整える
（今年の1月以降に就労した場合は不要）
- (注5) ・非課税対象の年金もすべて提出
- (注6) ・青色申告の場合は、決算申告のすべて提出
・単年の一時所得の場合も、一時所得の判断の為、要提出
（今年1月以降に新たに発生した場合は不要）
- (注7) ・確定申告該当額以下の場合に提出
（直近の確定申告書と収支内訳書の本人控え（写）がある場合は不要）
- (注8) ・受給している場合のみ添付
- (注9) ・就労していた事業所すべてを提出
・退職日が記載又は摘要欄に退職分の記載があるもの
- (注10) ・雇用期間、雇用保険の有無、退職年度（1～12月）の収入額が表記されたもの
・退職した年の源泉徴収票がある場合は不要
- (注11) ・事業を廃業した場合のみ添付（税務署の受付印のあるものに限る）
- (注12) ・毎月送金のみ可
・金融機関を通し「送金人・受取人・送金額・送金日」の記載があるもの（直近6ヶ月以上分）
・被保険者の単身赴任及び対象者の進学による別居の場合は不要